

後発事象会計基準等、公表—ASBJ

去る2025年12月25日、企業会計基準委員会は、第566回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

後発事象に関する会計基準

第247回金融商品専門委員会（2026年1月10日・20日）

企業会計基準公開草案第87号「後発事象に関する会計基準（案）」等の文案の検討が行われ、出席委員全員の賛成で公表議決された（1月9日に企業会計基準41号として公表。https://www.asbj.jp/jp/accounting_standards/y2026/2026-0109.html）。

金融資産の消滅範囲の明確化

の消滅の認識要件について、譲受人が一定のSPCの場合には、当該SPCが発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の認識の要件を適用するとされており、SPCに対して貸付けが行われている場合の当該要件の適用の明確化について、検討を行うもの。

事務局からは、証券の保有者だけではなく、貸付金の保有者についても同様に取り扱うとする等の案が示された。

委員からは賛意が聞かれた。

改正法人税等会計基準案等、公表—ASBJ 税効果会計専門委員会

第541回親委員会（2025年3月10日号（No.1737））

去る2025年12月23日、企業会計監査・保証実務委員会報告74号「継続企業の前提に関する開示について」（以下、「報告74号」）で定めている内容のうち会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管する等の進め方が示され、異論は聞かれていなかった。

年3月10日号（No.1737）情報、ダイジェスト参照）で、日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告74号「継続企業の前提に関する開示について」（以下、「報告74号」）で定めている内容のうち会計に関する定めの内容を基本的にはそのまま移管する等の進め方が示され、異論は聞かれていなかった。

改正法人税等会計基準案の文案

住民税（均等割）の経過措置

の文案について、第565回親委員会（2026年1月10日号（No.1764）情報ダイジェスト参照）で示された「経過措置

号の本文を、会計基準の本文、結論の背景、移管しない部分な

今回、移管にあたって報告74号の第566回親委員会で、同

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
2月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和8年1月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
3月2日(月)まで (2月28日が土曜日、3月1日が日曜日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年11月期) 2カ月延長法人(令和7年10月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(12月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・6ヶ月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(12月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、9月期) ⑧ 決算期の定めのない人格のない社団等の法人税の申告納付	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 ⑧ 12月末日が決算期とみなされる。
2月中の市町村で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付	

(付記) 令和7年分の個人の法定申告期限等は、所得税(復興特別所得税)・贈与税・住民税・事業税は3月16日(月)まで、消費税・地方消費税は3月31日(火)まで、財産債務調査・国外財産調査は6月30日(火)まで、なお、相続税は相続があったことを知った日から10カ月以内である。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年12月25日	記述情報の開示の好事例集2025(サステナビリティ情報の開示)	金融庁	有価証券報告書の開示の充実に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組みとして、毎年度公表されているもの。今回は、「全般、気候、個別テーマ」、「人的資本、従業員の状況」の開示例がまとめられている。 https://www.fsa.go.jp/news/r7/singi/20251225.html
2025年12月26日	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告	金融庁	スタートアップ等の資金調達ニーズの高まり、非財務情報の開示の拡充等、情報開示をめぐる環境変化を踏まえ、投資判断に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備についての幅広い検討を踏まえ、取りまとめられたもの。 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20251226.html
2025年12月26日	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等	金融庁	2025年6月公布の改正資金決済法に伴う有価証券とみなさない特定信託受益権の範囲の拡大等および同年12月の金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告を踏まえたインサイダー取引規制における「親会社」の定義の見直しを行うもの。コメント期限は1月30日。 https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20251226/20251226.html
2025年12月26日	令和8年度税制改正の大綱		与党「令和8年度税制改正大綱」を受けて閣議決定したもの。大胆な設備投資促進税制の創設、研究開発税制の拡充等が盛り込まれている【本誌24頁参照】。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/20251226taikou.pdf
2026年1月8日	金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告	金融庁	2025年7月に公表されたサステナビリティ情報の開示・保証に関する中間論点整理で引き続き残された課題を検討し、サステナビリティ開示基準の適用開始時期、第三者保証制度の導入時期や当時の保証範囲等に関して取りまとめたもの。 https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20260108.html

2026年にかけた関税由来のコスト上昇への警戒も示されている。もつとも、この文書の焦点を利下げ幅の一本化のみに求めるのは適切ではない。FRBはAI投資が景気全体を牽引する決定的要因とは位置づけていない。

AI投資は資本集約的で雇用への波及効果が限定的であり、雇用の質や所得分配面では下押し圧力がかかりやすい。このためFRBは、投資動向以上に労働市場の緩和や低所得層への負担を重視し、金融引締めの行き過ぎを回避する方向で微調整を行った可能性がある。今回の利下げは、景気刺激というよりも、2026年に想定されるコストプッシュ型インフレと需要減速が併存する局面を見据えた予防的対応とみる余地が大きい。

市場は、この決定における政策方針と実装を同時に確定させるFRBの意思決定構造を読み解く必要がある。割引金利をめぐる連銀間の意見が最終的に吸収された点も含め、金融システムの安定を最優先する姿勢があらためて示されたといえる。今後の政策運営では、成長と分配の両立がより強く意識される局に入つた可能性が注目される。

2026年、世界の株式市場は新年への期待感にあふれた幕を開けとなつた。先進国、途上国を問わずほとんどの市場で株価は初日から連騰である。株式市場は昨年末の明るい雰囲気を引き継ぎ、買いが優勢となつたといえる。

こうした流れが生じた理由は、昨年、株式市場にとって最大の懸念材料であったトランプ関税のダメージが案外、穏やかなレベルにとどまつたことに尽きよう。

多くの国にとってうれしい誤算のダメージが案外、穏やかなレベルにとどまつたことに尽きよう。

2026年度では入れ替わる形で全産業では2年連続増益の予想である。

業収益全体への影響をみると、昨年12月の野村證券調査では、上場会社の経常利益は全産業ベースで2025年度1・8%増、2026年度4・9%増となつてゐる。同様に製造業ベースで2025年度5・9%減、2026年度17・6%増、非製造業ベースで2025年度12・1%増、2026年度9・4%減となつてゐる。製造業と非製造業の寄与が2025年度と2026年度では入れ替わる形で全産業では2年連続増益の予想である。

うれしい誤算の筆頭は日本経済、日本市場であつたかもしれない。当初示された対日関税率は25%であつたが、関税交渉を担当した赤沢経済再生担当大臣の奮闘もあって15%へ下げられた。対米輸出の主役・自動車産業は輸出価格を切り下げ、米市場での販売価格引上げ幅を抑制した。トランプ関税のダメージは自らの高い製造業に集中したが、企

世界の株式市場、期待感あふれる年明け相場

証券